

第5回 議会運営委員会記録

1 日 時 令和3年6月4日(金) 午前11時51分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8名

委 員 長 佐藤 栄一

委 員 霜鳥 榮之

副 委 員 長 高田 保則

〃 天野 京子

委 員 渡部 道宏

〃 阿部 幸夫

〃 八木 清美

〃 小嶋 正彰

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 2名

議 長 関根 正明

副 議 長 堀川 義徳

7 説明員 0名

8 事務局員 3名

局 長 築田 和志

主 査 道下 啓子

庶務係長 霜鳥 一貴

9 件 名

- (1) 追加議案の提出に伴う議会運営について
- (2) 全員協議会報告事項について
- (3) その他

○委員長(佐藤栄一) ただいまから議会運営委員会を開会いたします。関根議長。

○議長(関根正明) 事前にメールで周知したとおり、本日は、執行部より提出された追加議案3件について御確認いただきます。なお、委員外議員の傍聴を求め、全員協議会を開催したとみなし、通常開催する議運後の全協は、省略させていただきますので御了承、お願いいたします。以上です。

(1) 追加議案の提出に伴う議会運営について

○委員長(佐藤栄一) 1)と、2)について一括説明願います。局長。

○局長(築田和志) はい。それでは、ただいまの説明のとおり1)と2)について説明させていただきます。まず1)の追加議案につきましては、別紙付議案件の資料を御参照ください。三つございます。議案第39号から議案第41号までの3件が追加議案として提出されました。まず、議案第39号の妙高市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例議定は、こども教育課所管となりますが、新井小学校区の放課後児童クラブにつきまして、これまで新井ふれあい会館の2階を会場としていたものが、4月12日以降、妙高市勤労者研修センター2階へ変更したため、条例改正となるものでございます。次の議案第40号の損害賠償の額を定め和解することにつきましては、観光商工課所管となります。平成28年6月28日に公務中に発生した公用車運転中の交通事故による損害賠償額を定め、和解する

ことについて、議会の議決を求めるものでございます。損害賠償の総額は、15,741,661円ということでございます。三つ目の議案第41号、令和3年度一般会計補正予算（第4号）につきましては、議案第40号、今ほど説明させていただいた損害賠償額について、この額を補正するものでございます。次に2）ですが、これらの審議日程及び審議方法についてでございます。①と②をあわせて説明させていただきます。①の口枠に記載のとおり、議案審議は原則として所管委員会に關係議案を審議付託するのが例であるとしております。追加議案は今のところ、10日の一般質問初日の恐らく朝、議員の皆様へお渡しできる予定となっております。つきましては②に記載のとおり、議事日程第3号の6月11日の一般質問終了後に、日程第3で議案第40号事件案件、日程第4で議案第39号条例案件、日程第5で議案第41号補正案件という順番で、それぞれ提案説明、質疑、委員会付託となります。条例案件は総務文教委員会、そして、事件案件と補正案件の2件は産業経済委員会への付託となる予定でございます。なおその場合、議場での質疑は委員外議員として、質疑は議案ごとに3回までとなりますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） ただいま説明がありましたとおり、今回の追加議案3件は委員会付託に間に合う日程であります。この審議日程及び審議方法について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは、お諮りします。追加議案についてはただいま説明のとおり、一般質問2日目の一般質問終了後の上程とし、委員会付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めこのように決定します。つきましては本会議場では質疑回数制限と所管制限がありますので、よろしく願いします。

(2) 全委員協議会報告事項について

○委員長（佐藤栄一） 次に、2）の全委員協議会報告事項について説明願います。局長。

○局長（築田和志） はい。それでは執行部側の全協につきまして1件、さらに追加されましたので報告させていただきます。記載のとおり、6月11日の本会議終了後、本会議場にて開催いたします。内容は、新型コロナワクチン接種の進捗状況と今後の予定について、健康保険課から報告があります。資料につきましては、前日の10日にお渡しさせていただく予定ですので、よろしく願いいたします。なお、このコロナワクチン接種についての説明は、スケジュールの関係で、一般質問の2日目と異例の形となりましたが、御了承いただきたいと思います。したがって、10日の日に議員の皆様へお渡しする資料は3点となります。一つは追加議案、二つ目は、11日の執行部側の全協の資料、三つ目は、当初から説明させていただいておりました、22日最終日の執行部側の全協の資料、ということで三つとなります。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいまの説明のとおり、6月11日の本会議終了後、議場にて執行部側の全協を開催しますので、よろしく願いします。

(3) その他

○委員長（佐藤栄一） それでは3）その他、何かございますか。高田委員。

○高田委員（高田保則） 直接、議案とは関係ないんですが、ちょっと最近気になることがあります。というのは、執行部側からの提案事項等なんですが、前回もたしか議会報である議会だよりのデジタル化、市報みようこうと一緒にしたらどうかというような提案も、正式ルートを通じないで議会へきているという案件もありますし、また先日、

いち職員から議会事務局長のところへ意見が出てきたという。何か最近ちょっとルール外れているような執行部側の対応だというふうに思います。それは私どもも正式に文書で議長を通じて回答を求めるということで決めているわけですが、何か執行部側のほうはそれが全然守られてない。職員個人の考え方で事務局に来てるような場合があるような気がします。これやっぱり議会としても事務局もそうですけど、議会としても、やはりそれを問題にしなければいけないんじゃないかと。いち職員が議会に対して物を申すということが果たしていいのかどうか。そういうことも含めて、これから我々も考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今後検討していくということをお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいまの高田委員の提案について何かほかの委員の方々ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 執行部側のルールはルールとして、また議会のルールはルールとしてありますので、その辺また議会事務局、それから私どもとしっかり連携をとりながら、ルールを守る工夫をしていかなきゃいけないと思いますので、その辺はまた、よろしくをお願いをしたいと思います。その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。御苦勞様でした。

閉会 午前11時59分

議会運営委員会委員長	
------------	--